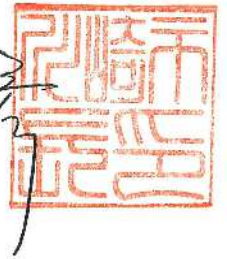


川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 **12** 月 **26** 日

川崎市長

福田 紀彦



川崎市条例第**79**号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。

- 4 占有面積若しくは占有の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは占有の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第2条第6項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

第3条第5項中「とき」の次に「（零であるときを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に占有の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き占有をし、かつ、その占有の期間が1月未満である場合にお

ける当該許可に係る占用料（1日を単位として定めるものを除く。）の額については、なお従前の例による。